



# 卸勤務薬剤師会のページ

## 日本医薬品卸勤務薬剤師会 平成29年度「フォーラム」 会員発表の概要紹介

平成29年度フォーラムは、39都道府県から東京会場73名・大阪会場80名、関係者30名と合わせて183名の会員・関係者の出席にて開催した。

北海道大学病院薬剤部副薬剤部長の笠師久美子様より「観るスポーツから支えるスポーツへ～アンチ・ドーピングのための理解～」の講演をいただき、その後「地域における卸勤務薬剤師の活動について」をテーマにブロック会員発表を行った。会員発表の後、参加者を9～10グループに分けグループディスカッションとグループ発表を実施した。活発なディスカッションの後、全てのグループから発表いただき、全員参加のフォーラムを終了した。

以下に、ブロック会員発表の概要を紹介する。

### 演題1 薬剤師不在時における特別な管理を要する医薬品の対応について



#### 甲信越ブロック（長野県支部）

【東京会場】 東邦薬品株式会社 松本営業所  
加藤真由美  
【大阪会場】 株式会社メディセオ 伊那支店  
山田勝章

#### 【概要】

我々の扱う医薬品は生命関連商品であり、十分な管理が求められる。

中でも麻薬・覚せい剤原料に関しては特に厳格な管理が求められ、各事業所においては薬剤師がその任を負っている。

また、流通管理医薬品等の初回受注時などにおけるメーカーへの納品可否の確認も薬剤師が行っている。

ところが各社事業所における薬剤師の配置は1名体制がほとんどで休日や夜間などを含め、薬剤師不在時の対応に関しては各社規程のもと、各々工夫しているものと思われる。

このような現状から今回、薬剤師不在時における流通管理医薬品、麻薬・覚せい剤原料等特別な管理を要する医薬品の対応について長野県内会員の卸勤務薬剤師にアンケート調査を行い、現状について問題

点と今後の改善点などを分析、考察した。

薬剤師不在時における、根本的な対応策は見いだせなかったが、各事業所ごとに工夫している事例を共有することができた。その結果、

- ・営業時間外の注文を極力減らし、営業時間内に注文していただけるようMSとも連携をはかり得意先のご理解を得ていくこと
- ・出庫等における薬剤師の業務代行者だけでなく、他の社員への薬剤師不在時の対応についての教育を徹底すること

以上2点が薬剤師不在時における誤出庫、法令違反等の事故防止に繋がるものと考えられた。

### 演題2 医薬品卸における実務実習薬学生受入に対するアンケート調査



#### 中国ブロック（岡山県支部）

【東京会場】 株式会社エバルス 岡山ALC  
内海千佳  
【大阪会場】 株式会社セイエル 岡山支店  
加藤晶子

#### 【背景・目的】

岡山県内には薬学部のある大学が2校あり、薬学生の実務実習において医薬品卸は会社見学という形

で協力をしてきた。その際、日本医薬品卸売業連合会より出された「実務実習薬学生の受入協力におけるガイドラインと留意点」に沿って対応を行ってきた。しかし、業務内容について説明をするも、薬学生の理解を得られているかが不明であった。そこで、卸見学研修会の質の向上を目的に会社見学に参加した薬学生に対し、理解度・満足度に関するアンケート調査を行った。

## 【方法】

医薬品卸見学研修会に参加した薬学部5年生173名(2016年度Ⅱ期～Ⅲ期、2017年度Ⅰ期～Ⅱ期)を対象に、研修会後にアンケートの記入を依頼した。

## 【結果】

医薬品卸見学研修会で印象に残った項目は「社内・倉庫見学」となり、いずれの卸会社においても満足度は高かった。医薬品卸の印象は「礼儀正しい」が一番多く、続いて「明るい」「大変そう」「やりがいがある」であった。

23%の薬学生が見学前、医薬品卸のことを「あまり知らなかった」「全く知らなかった」と回答していた。しかし見学後、医薬品卸の薬剤師業務について「とても興味を持った」「ある程度興味を持った」との回答は91%であった。

## 【考察・今後の課題】

医薬品卸の会社見学を通じて、医薬品卸の機能や卸勤務薬剤師業務について理解を深めてもらうことができた。今後も医薬品流通に関わる卸機能の重要性を理解してもらえよう努めていきたい。

### 演題3 省令改正に向けた各社の取り組みについて

#### 北海道ブロック

【東京会場・大阪会場】株式会社ほくやく 薬事統括部

山岡麻衣子

#### 【概要】

ハーボニー配合錠の偽造品が発見されたことをうけ、平成29年2月16日厚労省通知「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」が発出され、10月5日薬機法施行規則の一部を改正する省令が公布、平成30年1月31日に施行(一部7月31日施行)された。



グループディスカッションの発表(東京)

これを受けた北海道医薬品卸売業協会7社の対応状況について、①2月16日通知発出前後の卸売販売業許可情報提供状況の変化、②省令改正に向けた各社の取り組み、特に譲受譲渡の記録とお得意様販売許可情報等の管理状況についてアンケートを行った。

アンケート①の結果からは、お得意様の許可情報に対する関心が高くなったことにより卸売販売業許可情報に関する問い合わせが増加していたことがわかり、アンケート②の結果からは、譲受譲渡の記録については全社とも現状で対応可能だが、お得意様の販売許可情報管理状況、特に販売許可有効期限と販売システムとの連動状況は様々であることがわかった。

卸勤務薬剤師には偽造医薬品の流通防止に向けた必要な対策をはじめ、適切な管理が求められている。道内7社の卸売販売業者で構成する北海道麻薬協会では、麻薬免許者情報について行政から情報提供を受け共有化し、麻薬の不適切な取扱いを未然に防止している。今後は、7社が連携を密にし、麻薬と同様に偽造医薬品の流通防止に向けた取り組みを進めていきたい。



グループディスカッションの発表(大阪)